

阪南大学と千早赤阪村との連携協議会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、阪南大学と千早赤阪村との教育・地域文化並びに産業の分野等における連携協力協定書（以下「協定書」という。）第6条の規定に基づき、阪南大学と千早赤阪村との連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書第1条に掲げる分野において、連携・協力して行う事業に関すること。
- (2) その他阪南大学と千早赤阪村との連携に関すること。

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 阪南大学を代表する者 若干名
- (2) 千早赤阪村を代表する者 若干名

(議長)

第4条 連携協議会に議長を置き、委員の中から互選する。

- 2 議長は、連携協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、年1回定期的に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

- 2 連携協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 連携協議会に関する事務は、双方で担当部局を定め、それぞれ処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年1月1日から施行する。